

労災診療費算定基準の一部改定について (令和6年6月1日以降の診療に適用) 主な改定箇所一覧

1 初診料 3,850円 (金額の引き上げ) (下線が改定箇所)

- ア 労災保険の初診料は、支給事由となる災害の発生につき算定できるものとする。したがって、既に傷病の診療を継続(当日を含む。以下同じ。)している期間中に、当該診療を継続している医療機関において、当該診療に係る事由以外の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病により、初診を行った場合は、初診料(3,850円)を算定できるものとする。
- イ 健保点数表(医科に限る。)の初診料の注5 のただし書に該当する場合(上記アに規定する場合を除く。)については、1,930円を算定できる。
- ウ 紹介状なしで受診した場合の定額負担料(健康保険における選定療養費)を傷病労働者から徴収した場合は、1,850円とする。

2 再診料 1,420円 (金額の引き上げ) (下線が改定箇所)

- ア 一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に1,420円を算定できるものとする。
- イ 健保点数表(医科に限る。)の再診料の注3に該当する場合については、710円を算定できる。
- ウ 歯科、歯科口腔外科の再診について、他の病院(病床数200床未満に限る)又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料(健康保険における選定療養費)を傷病労働者から徴収した場合は、1,020円とする。

3 術中透視装置使用加算 (対象部位の拡大、対象手術の追加) (下線が改定箇所)

- ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨」、「足根骨」、「膝蓋骨」、「足趾骨」、「中足骨」及び「鎖骨」の骨折観血的手術、骨折経皮的鋼線刺入固定術、骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術又は関節内骨折観血的手術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。

【追加された手術と部位】

- ウ 「骨盤」の骨盤骨折非観血的整復術、腸骨翼骨折観血的手術、寛骨臼骨折観血的手術又は骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。)において、術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとする。

4 職場復帰支援・療養指導料 (区分の見直し)

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、今後は、新型コロナウイルス感染症に限定しない感染症を対象とした恒常的な対策へと見直されることに伴い、「③新興感染症(新型コロナウイルス感染症)罹患後症状の場合」の区分を見直し、今後は「②その他の疾患」の要件及び点数で算定することとした。

5 入院時食事療養費 (金額の引き上げ) (下線が改定箇所)

食事療養費	①	②	③	④
	②以外の食事	流動食のみ	特別食加算	食堂加算
入院時食事療養(I)	800円	730円	90円	60円
入院時食事療養(II)	640円	590円		

6 リハビリテーション(評価体系の見直し)

健康保険において、疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、実施者を明確化した評価体系に見直しが行われたことを受け、**労災診療費においても同様の評価体系に見直しをしたこと。**

疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

疾患別リハビリテーション料 リハビリテーションの実施者	労災点数
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	
a 理学療法士による場合	250
b 作業療法士による場合	250
c 医師による場合	250
d 看護師による場合	250
e 集団療法による場合	250
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)	
a 理学療法士による場合	125
b 作業療法士による場合	125
c 医師による場合	125
d 看護師による場合	125
e 集団療法による場合	125
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	
a 理学療法士による場合	250
b 作業療法士による場合	250
c 言語聴覚士による場合	250
d 医師による場合	250
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	
a 理学療法士による場合	200
b 作業療法士による場合	200
c 言語聴覚士による場合	200
d 医師による場合	200
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)	
a 理学療法士による場合	100
b 作業療法士による場合	100
c 言語聴覚士による場合	100
d 医師による場合	100
e a からd まで以外の場合	100
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	
a 理学療法士による場合	180
b 作業療法士による場合	180
c 言語聴覚士による場合	180
d 医師による場合	180
呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)	
a 理学療法士による場合	85
b 作業療法士による場合	85
c 言語聴覚士による場合	85
d 医師による場合	85

疾患別リハビリテーション料 リハビリテーションの実施者	労災点数
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	
a 理学療法士による場合	250
b 作業療法士による場合	250
c 言語聴覚士による場合	250
d 医師による場合	250
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)	
a 理学療法士による場合	200
b 作業療法士による場合	200
c 言語聴覚士による場合	200
d 医師による場合	200
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)	
a 理学療法士による場合	100
b 作業療法士による場合	100
c 言語聴覚士による場合	100
d 医師による場合	100
e a からd まで以外の場合	100
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	
a 理学療法士による場合	190
b 作業療法士による場合	190
c 医師による場合	190
運動器リハビリテーション料(Ⅱ)	
a 理学療法士による場合	180
b 作業療法士による場合	180
c 医師による場合	180
運動器リハビリテーション料(Ⅲ)	
a 理学療法士による場合	85
b 作業療法士による場合	85
c 医師による場合	85
d a からc まで以外の場合	85

※各疾患別リハビリテーション毎の点数に変更はありません

●健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における各加算および、労災特例のADL加算については以下のとおりで算定できる。

疾患別リハビリテーション料 各加算	労災点数
早期リハビリテーション加算	25
初期加算	45
急性期リハビリテーション加算	50
ADL加算	30